高等学校における消費者教育「消費者として社会に意見を反映する消費者市民の育成」

安全　家庭「家庭総合」
「冷凍食品の購入」

【消費者教育の目標】
・日用の商品のマークや品質表示などの意味を理解して、集めた情報の中から、安全な商品を選び適切な取り扱いができる。

□単元の目標
　冷凍食品の試買テストの体験を通じて、加工食品についての認識を深め、適切な食品の購入や食生活の在り方を考えることができる。
□主な学習活動
・食品の表示制度を理解し、加工食品の表示を読み取る。
・冷凍えびフライの衣の重さを測定し、えび100ｇ当たりの価格を求める。
・食品表示、衣率、手作りとの比較などから、食品の適切な選択の方法を考える。
□指導の充実
　食品を購入する際、質、価格などとともに、安全性や環境への影響、社会的公平性などを比較検討し、批判的思考に基づいて加工食品を選択するよう指導する。

契約・取引　公民「現代社会」
「現代の経済社会と経済活動の在り方」

【消費者教育の目標】
・契約・取引のトラブルにあったときに、消費者のための法律・制度を活用したり、身近な人や相談機関に相談することができる。

□単元の目標
・契約・取引のトラブルについて調べることを通じて、契約取引について理解し、消費者として主体的に判断し責任をもって行動することができる。
□主な学習活動
・高金利問題、多重債務問題、製品事故、薬害問題などについて調べる。
・具体的事例において、契約の基本的考え方からみて契約の内容に問題がないかを考える。
・契約等のトラブルへの適切な対処方法を考える。
□指導の充実
　「消費者基本法」や「消費者契約法」などを踏まえ、消費者の権利の尊重と消費者の自立支援の観点から指導する。

情報　情報「社会と情報」
「情報社会における法と個人の責任」

【消費者教育の目標】
・作品や商品には知的財産権があり、法律で保護されていることを理解し、知的財産権に配慮して他人の創作物などを利用できる。

□単元の目標
　多くの情報が公開され流通している現状を認識し、情報を保護することの必要性とそのための法規及び個人の責任を理解することができる。
□主な学習活動
・レポートを作る際の「引用」の意義とその公正な慣行を理解する。
・外部に作品を発表する際の「許諾」の必要性や具体的な手続きの方法を理解する。
・知的財産権や、情報の発信に伴って発生する可能性のある問題と、発信者としての責任について話し合う。
□指導の充実
　芸術科と連携し、音楽等に関する知的財産権などについて、著作物等を尊重する態度を形成し、自他の権利や利益に配慮するよう指導する。
※参考資料（社）著作権情報センター「５分でできる著作権教育」

環境　総合的な学習の時間
「河川の水質調査」

【消費者教育の目標】
・国内や国際的・地球規模の環境問題と消費生活との関連に関心をもち、それらに関わる環境保全活動に参加・協力できる。

□単元の目標
・身近な川の水質を測定する技術を身に付けるとともに、身近な環境について考え、自然環境を大切にすることができる。
・生徒自らテーマを設定し、川の環境や生物の様子などを観察してまとめ、発表する。
□主な学習活動
・水質調査の測定をし、そのときの川の様子を観察し、記録する。
・水中の生物や、川岸の動植物についても観察し、川がはぐくむ自然や季節の変化等を理解する。
・観察内容や測定結果について情報を共有し、考察する。
□指導の充実
　環境と消費生活の関連を理解し、環境に配慮した生活ができるよう指導する。

特別支援学校における配慮事項

　生徒一人一人の実態を適切に把握するとともに、卒業後の進路を見据えながら、消費者教育の目標を「領域別目標」を参考に設定することが大切です。特に職業学科を設置する知的障害特別支援学校においては、現場実習などを活用して、外部の方々に対して、相手の立場や気持ち、状況などに応じて、適切な言葉の使い方ができるようにしたり、コンピュータ等を活用してコミュニケーションができるようにしたりすることが大切です。こうした実際の場面を活用したり、場面を想定したりして、自分一人では対応できない事故・危惧については、相談機関を利用できるように指導することが重要です。

地方消費者グループ・フォーラム

～守ろう! 共に生き、支え合う社会を! ～

テーマ　地域ネットワークを生かした地方消費者行政の取り組み（資料）

士別市消費生活センター

発表者：士別市消費生活相談員　野村　裕子

[平成 23 年 11 月 29 日]

１．消費者啓発・教育事業

士別市消費者被害防止ネットワーク事業　資料　1

一般・高齢者を中心とした消費者教育　資料　2

学校における消費者教育　資料　3

２．消費生活相談事業・他機関との連携　資料　4

消費生活相談事業等における広域化

他機関の相談窓口との連携

見守りのまち士別市の取り組み

増え続ける悪質商法から市民を守るため、地域社会におけるさまざまな組織や団体とのネットワークを構築し、情報の共有・地域の見守りを重点的に取り組んでいる士別市の活動を紹介します。

活動の中心的機関は、士別市消費生活センター（市民部環境生活課）です。市民が安全で安心して生活できることを目的に「士別市安全で安心なまちづくり条例」を制定しています。

また、悪質商法から市民を守ることを目的に、「士別市消費者被害防止ネットワーク」を設置し、地域による見守り体制の強化にも取り組んでいます。

活動の現況や特色

１．消費者啓発・教育事業

「士別市消費者被害ネットワーク」事業（平成１８年１０月１日施行）【資料　1】

近年、悪質商法や詐欺的手口から消費者・特にターゲットになりやすい高齢者や若者、特に子どもなどを守っていくためには、地域社会や学校ぐるみで監視、声をかけあうなど社会全体で補う仕組みが求められています。

「士別市消費者被害防止ネットワーク」は、市民部環境生活課に置かれている団体（士別消費者協会・士別市防犯協会・士別市交通安全協会・士別市自治会連合会等9団体）や士別警察署・各学校等が気軽に消費生活センターに情報を提供できるように、さらにその情報を敏速に市民へ提供し、消費者被害の未然・拡大防止を図ることを目的としています。

情報の内容は、悪質商法・振り込め詐欺・不審者・交通安全情報・子どもサポート情報・食品など「士別市安全で安心なまちづくり条例」で定められた推進する事項１６項目に沿った内容となっています。

現在、ネットワーク登録団体は、１６２件（行政機関３９件、介護・福祉施設１５件、学校・児童館・幼稚園・保育所３９件、金融協会１１件、医療機関５件、企業２３件、防犯関連団体１６件他各種団体１４件）で構成され「悪ねっと情報」は１２６回発信しています。

各団体や市民等から収集した情報を、ネットワーク事務局から登録団体にFAXや電子メールで「悪ねっと情報」として配信し、その情報が団体会員に届けられ地域の見守り体制強化に繋がることを目的に取り組んでいます。

さらに他市町村から「消費者被害防止ネットワーク事業」についての情報提供依頼が多く、設立のためのノウハウや資料を提供しています。

・訪問販売お断りステッカーの全戸配布と他町村へのステッカーデザイン無償提供

近隣の市町村からデザイン提供依頼が増えています。ステッカー掲示による啓発の効果から、多くの機関にステッッカーデザインを利用してもらい消費者啓発の普及促進に努めます。

「士別市安全で安心なまちづくり条例」を制定（平成19年4月1日施行）

この条例では、犯罪や消費者被害を防ぐことなど基本となる16項目を定め、将来快適な地域社会を実現することを目的としています。制定にあたり推進会議を設け、現在、市民・学校・各種団体・事業所・行政など34団体が構成団体となり、相互の緊密なネットワークで連携を強化し目的達成に向け取り組んでいます。

ネットワーク登録団体と連携したユニークな見守りの方法

・消費者被害等の情報を早期にあらゆる世代に届ける方法として、市の庁内ネットワークを利用することで全庁が所管している各団体に届けることができる。

さらに、病院・催事場・金融機関・百貨店・コンビニ・保育所を登録団体とすることで、情報を受けた団体が、その情報を待合室や店内に掲示し、より多くの世代に情報発信ができるなど効果を狙った取り組みである。

・消費者被害等の情報を早期にあらゆる世代に届ける方法として、市の町内ネットワークを利用することで、全庁が所管している各団体に届けることができる。

・広報車やごみ収集車で悪質商法の手口やクーリング・オフなどの情報をテープで流す啓発活動を実施しています。特に、ごみ収集車の場合、ごみは戸別収集でほぼ毎日が回収日のため、広報車に比べ情報が各戸に行渡るなどの利点があります。また、緊急時には防災無線等も活用しています。

・「士別消費者協会だより」裏面には市民・団体から情報提供による「悪ねっと情報」等を掲載し年5回全戸に配布しています。

・催眠商法業者など悪質業者の情報を受けた場合、警察に情報を提供し、警察が事情聴取を行うことで、営業活動を中止し撤退する業者が増えています。その結果、高齢者が被害に遭うケースが着実に少なくなっています。

・公共の貸し館及び自治会館に「悪質商法業者に対する被害未然防止対策」マニュアルや市内で発生している被害情報などを提供し、悪質業者に会場を貸さないように要望しています。この結果、悪質業者による公共施設や自治会館等を利用した販売活動、特に催眠商法が行われず、被害の減少につながっています。

・愛犬と散歩するとき、犯罪や消費者被害から子供やお年寄りを守るため、地域に目配りと声かけをして、不審なことや危険なことを見つけたら事務局や警察に連絡するシステム「わんわ

んパトロール」事業も行っています。そのための「愛犬しつけ教室」も年2回実施し、現在会員は約109名で127頭と年々増えています。

・被害拡大のおそれがある情報については、「タクシー110番」を発動し、タクシードライバーに協力を要請し、早期に発見通報するシステムです。

一般・高齢者を中心とした消費者教育 【資料 2】

・悪質商法被害防止「出前講座」

高齢者や市民を対象に、実際に市内で起きた悪質商法の手口等を寸劇とし、講座の中に盛り込んだ出前講座を実施しています。この講座は、「目で見る」ことで、手口のみでなく契約や対処法などの知識がより深められ、消費者協会理事・消費生活相談員で結成された「劇団さくら」が要望団体を訪問し講座を開催するものです。現在、他市町村からの希望が多く年間10回ほど実施しています。

・「劇団さくら」の悪質商法手口シナリオを無償提供

多くの機関・団体からシナリオの提供依頼を受ける機会が増えている。寸劇での出前講座の効果から、多くの団体に利用してもらい消費者教育の普及促進に努めています。

学校における消費者教育事業 【資料 3】

消費者が生涯にわたって、学校・地域・家庭・職域その他様々な場を通じて、消費生活や消費者問題について学習できる環境づくりに取り組んでいます。

特に学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じ、消費生活や消費者問題についての教育、さらに家庭や地域社会との連携を保つことを目的とした「学校消費者教育モデル事業」を実施しました。

その内容は、幼年期・児童期・児童期・少年期・成人期（高齢期）の4つのライフステージの現状を踏まえ、安全・契約取引・情報・環境の4つの主要部分に沿って「目標及び教えるべき内容」「指導方法」を整理し、「実社会で行動できる力」を身につける消費者教育です。

市内の中学校をモデル校（生徒数273名）と指定し、1年生から3年生（1学年3クラス）に、安全（6時間）・契約、取引（7時間）・情報（4時間）・環境（2時間）、全体で20時間の消費者教育、さらに生徒・教師・保護者対象にアンケートを取り実施しました。

その実践結果から、反省点や今後の課題をまとめてみました。

① 消費者教育の目的の達成には、今後実社会を経験できる長期的・継続的なプログラムの作成が重要です。

② 消費者教育における教材の活用、講師となる教員・消費生活相談員の養成が課題となっています。
③ 教師や保護者・地域に消費者教育の理解を求め、生徒と地域社会を繋ぐ場の提供、さらに地域社会が参加する仕組みづくりが重要となっています。

学校でのモデル事業を終え、消費者教育の重要性や教育内容を、教育担当者（教員・PTA・教育委員会）に知っていただくために、「消費者教育模擬事業」を実施しました。
昨年度実施したモデル事業の反省点を踏まえ、当市の消費生活相談員が講師となり「参加型」「体験型」の消費者教育を目指しました。
現在、学校から社会科（公民）・家庭科の授業での消費者教育、特に生徒と保護者合同の疑似体験プログラムの申込み、さらに他市からの指導案の情報提供も増えています。
消費者教育は、学校のみならず家庭・地域・職域など社会の交わりから学ぶことが多く継続的な生涯学習と言えます。
今後、生徒・講師共に楽しく学べるプログラムを作成し、家庭・地域などとの連携のもと、消費者教育を推進する計画です。

2. 消費生活相談等の広域化・他機関との連携 【資料 4】

・消費生活相談事業等における広域化
単独での消費生活相談整備が困難な近隣町村に対して、平成23年度から広域による相談体制を実施しています。（和寒町・剣淵町）
専門性または広域的な配慮を必要とする相談体制を確立するため、相談員を増員し広域の苦情や斡旋処理にあたっています。

・事業の広域化・支援
平成23年度から相談事業の広域化と併せて、消費者教育や啓発事業を広域の体制で支援しています。支援事業は下記の3事業です。（和寒町・剣淵町）
① 士別市消費者被害防止ネットワーク事業
② 学校での消費者教育事業
③ 寸劇による消費者被害防止出前講座（高齢者・一般）

他機関の相談窓口との連携

・相談窓口研修会の開催
高度化している消費生活相談に対応するため、福祉関係機関や消費者被害防止ネットワーク登録団体、その他の機関と連携した相談体制を確立する目的で、研修会を年4回開催しています。

■消費者啓発事業（平成22年度）　　【資料　1】

	会議・推進本部等の名称	会議等の目的	会議・推進本部等のトップ・議長	構成員・構成機関、参加団体等			実績（回数）
				庁内機関	他の自治体	団体等	
1	士別市消費者被害防止ネットワーク	住民の消費者被害の防止を図るため，学校，福祉関係機関・団体及び地域等が連携し情報の発信及び消費者教育・啓発活動を推進し、悪質商法などの未然防止に努める	消費生活センター担当課長（事務局は消費生活センター）	全庁	警察署・公民館・教育委員会・学校・農政事務所・福祉機関・介護サービス事業者・商工会議所・金融協会・消防署・企業等	自治会・防犯・福祉・高齢者団体・交通安全等	消費者被害防止情報提供（31回）

	事業の名称	事業の目的	事業の概要		実績	
			テーマ・内容	対象者	日時・場所等	参加人数
2	消費者の日記念事業「悪質商法被害防止訪問行動」	特に高齢者、なかでも独居老人等は、地理・体力的理由により、講座等に出席する機会に恵まれないこともあり、消費者契約トラブルに関する情報を得る手段に乏しく、最も狙われやすい団地等を訪問し被害を未然に防ぐ	テーマ　守ろうよ、みんなを！～なくそう！高齢者の消費者被害～」 5月27日 ①事前に訪問予告のチラシ配布 ②各団地・住宅を訪問し、最近の悪質商法の手口や防止法の情報を提供しトラブルを未然に防ぐ ③広報車2台で啓発テープを流して市内団地中心に巡回 ④配布資料：悪質商法と契約トラブルに関するパンフレット、訪問販売お断りステッカー、消費生活相談ダイヤル案内ポケティッシュを配布	市民	北部団地・つくも団地・水郷団地	400戸
3	まなびとくらしのフェスティバル(第40回士別消費生活展・第20回士別市ごみ減量化リサイクル展）	住民が多様化する知識を主体的に身につけ安全な消費生活を営む目的	テーマ　安全・安心にくらせる社会を目指して～私たちの食と環境～　31団体61コーナー、各団体が衣・食・住・環境等をテーマに消費者教育や啓発、パネル展、体験会を実施	市民	9月26日フェスティバル勤労者センター	1,180名
3	まなびとくらしのフェスティバルミニパネル展	住民が多様化する知識を主体的に身につけ安全な消費生活を営む目的	安全・安心にくらせる社会を目指して～私たちの食と環境～ 各団体が衣・食・住・環境等をテーマにパネル展を実施	市民	9月29日～10月8日パネル展生涯学習センターいぶき、39回目	100名
4	消費者被害防止「悪ねっと」情報の発信	消費者被害などを敏速に市民周知することで拡大・未然防止を図る	北電や警察を名乗る不審者、催眠商法、床下点検商法、古い消火器の事故、歩行補助車の事故、地デジ、インターネット、儲け話に注意他	消費者被害防止ネットワーク団体・「悪ねっと」登録団体、市民全戸配布	31回	約160団体、全戸(8,500戸）×10回

士別市消費者被害ネットワーク

～地域の見守りの輪で、安全・安心なまちをつくる～

■ 発見→通報→市民への情報提供で被害を未然に防ぐ

近年、不況からなかなか抜け出せない世相を反映して、全国的に悪質商法などによる被害が多発しています。とくに最近では、架空請求やオレオレ詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺など「振り込め詐欺」と呼ばれる犯罪性の高い悪質なものが横行しています。

こうした悪質商法や詐欺的手口から消費者、特にターゲットになりやすい高齢者や若者、子供などを守っていくためには、地域社会や学校ぐるみで監視したり、声をかけあうなど社会全体で補う仕組みが求められています。

「士別市消費者被害防止ネットワーク」は、市や警察と各種団体が連携し、悪質業者や振り込め詐欺、不審者等の発見・通報・市民への情報提供にて、被害を未然に防ぐことを目的に平成 18 年 10 月 1 日設立されました。

■ 被害防止ネットワークの効果

消費生活相談窓口に寄せられている相談は、氷山の一角にすぎません。
悪質業者などの情報については、市民・自治会・福祉関係機関・士別消費者協会会員の方々が気軽に消費生活相談窓口に情報提供できるようにしておき、また、その情報を市民へ提供することで次のような効果があります。

- ●被害の拡大の未然防止
- ●被害者の早期発見・早期救済
- ●市内に悪質業者が寄りつかない
- ●市内からの資金の流出を防ぐ
- ●被害の掘り起こし
- ●悪質商法や振り込め詐欺に対する意識の浸透・育成

■ 士別市消費者被害防止ネットワークへの登録

士別市消費者被害防止ネットワークにご登録いただくと、消費者を守るための様々な情報「悪ねっと情報」を事務局より提供いたします。

- ●登録資格：市内・近郊市町村の各種団体・組織など
- ●登録方法：下記相談専用ダイヤルに電話又は FAX でお申し込み下さい
- ●配信方法：パソコン電子メール又は FAX
- ●情報内容：悪質商法・振り込め詐欺・不審者・交通安全情報・子どもサポート情報（子供のさまざまな危険を知らせる）・食品その他被害情報
- ●現在の登録：162 件（行政機関 39、介護・福祉施設 15、学校・児童館・幼稚園・保育所 39、金融協会 11、医療機関 5、企業 23、防犯協会 8、安管 8、各種団体 14）

《消費生活相談専用ダイヤル　電話：23-3820　FAX：23-4790》

事業者と消費者間の契約に関するトラブル等の相談・情報提供専用

直通電話●午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土・日・祝日・年末年始を除く）

士別市消費者被害防止ネットワーク 情報配信概要図

市民部
●温根別出張所(公民館)
●上士別出張所(公民館)
●多寄出張所(公民館)
●朝日総合支所(公民館)
住民福祉課
(社)朝日福祉会
地域振興課

保健福祉部
●介護保険課
地域包括支援センター
●福祉課
民生委員・児童委員
(社)しべつ福祉会
障害者福祉サービス事業者
つくも園
●士別聴覚障害者の会
●こども・子育て応援室
認可保育所
へき地保育所
認可外保育所
●保健福祉センター
●桜丘荘・デイサービス
●コスモス苑・デイサービス
●武徳東雲クラブ

士別市教育委員会
●学校教育等
高等学校〔東・翔雲〕
各小中学校
士別幼稚園・瑞祥幼稚園
カトリック士別幼稚園
児童館
●生涯学習情報センター
●図書館

●総務部 「きら」・「みなくる」

●経済部
士別勤労者センター
シルバー人材センター

●建設水道部
施設維持センター

●士別消防署

●中央公民館
つくも大学
子ども会育成連絡協議会

情報収集・情報提供

市民・関係団体
登録団体・事業所

士別警察署
全駐在所

●環境生活課
清掃センター
士別消費者協会
士別市ごみ減量化推進協議会
士別市自治会連合会
士別市中央自治会連絡協議会
士別市交通安全運動推進委員会
士別市交通安全協会 各支部
士別地区安全運転管理者協会
士別地方安全運転管理者事業主会
士別市防犯協会

情報発信手段
「電子メール・FAX」

新鮮！くらしの情報便

事務局から●印の関係機関に情報を提供します

関係機関等は、登録されている住民に対し、注意を喚起する

他市町村
●和寒町・小中学校●剣淵町・小中学校
●下川町 ●幌加内町

●(福)士別愛成会 ●㈱和
●NPO法人のぽぽん ●㈱かしの木
●(社)道総合在宅ケア事業団
●(有)ユニバーサル企画
●(合)コモウェルフェアサポート
●ボヌゥール士別
総合福祉センター さんあい
(社)士別三愛会
●士別市立病院
●大谷歯科医院
●ももせ歯科医院
●医療法人社団 鍋島医院
●吉田耳鼻咽喉科分院
●(社)社会福祉協議会
在宅介護支援センター
ふれあい・しあわせ・みどり
●アイン薬局 士別店

●西條百貨店士別店
●コンビニ 4件
●総合保険商事㈱
●㈱野田組
●㈱翠月
●小泉鉄工
●㈱なかむら
●大江建設㈱
●道北日報
●㈱浜田組
●㈱士別ハイヤー
●西尾運送㈲
●大野土建㈱
●協友建設㈱
●北星信用金庫
●北海道銀行
●T's ハウス高橋建設㈱
●士別郵便局 各局
●北海道新聞 士別支局
●JA北ひびき本所金融課・総務課
●みゅうじっくはうす歌屋 士別店
●北海道新聞 水留販売所
●焼肉＆サラダ カントリー
●シティーホール ベルコ
●北海道コカコーラボトリング㈱
●㈱士別カントリー倶楽部

●JA北ひびき農業協同組合

各戸へ情報を配信

士別市消費者被害防止ネットワーク
悪ねっと情報　第 118 号（H23.8.22）

換金性の乏しい外国通貨の取引に注意！
～イラクディナールに続き、今度はスーダンポンド～

以前から換金性の乏しいイラク通貨（イラクディナール）の購入を消費者に持ちかけるトラブルが多発していますが、最近ではスーダンの通貨（スーダンポンド）を「必ず儲かる」「高値で買い取る」とあおって契約させる手口が増えています。

【相談事例】

☆ 「北海道限定！貴方が選ばれた。お得な情報を送付しますので届いたらお電話下さい」と男性から電話があった。数日後「経済発展が期待できる一口 50 スーダンポンドが 1 口 15 万円」とのダイレクトメールが届いた。放置しておくと、別業者数社から「ダイレクトメールは届いたか」という電話が再三ある。恐ろしくなり息子がから業者に電話をしてもらうと、業者に怒鳴られ電話を切られた。　（士別市　78 歳代　女性）

☆自宅に送付されたスーダンポンドのパンフレットは廃棄したが、その後複数の業者から頻繁に電話がかかる。「興味がない」と伝えているが「50 スーダンポンド紙幣１枚を１口 15 万円で購入すれば、4 年後に 350 万円になるのは確実」「企業は個人からの買い取りを希望しているので 4～7 倍（60 万円～105 万円）で買い取る」「今なら日本円に交換できる」と説明され、気持ちが揺れているが購入すべきか。（兵庫県　60 歳代　男性）

【ひとこと助言】

○現在のところイラクディナールやスーダンポンドは、日本の銀行では取り扱われておらず、換金性に乏しい通貨である。業者はパンフレットや口頭で「有数の原産国であり、紛争後のため経済発展が期待できるので儲かる」と説明しているが鵜呑みにしない。

○販売業者とは別の業者が「数倍で買い取る」と持ちかけるケースが目立つ。実際買い取りが実行されることはまずない。（劇場型）

○ 過去に未公開株や投資トラブルにあった人に「過去の被害を回復」などと言って勧誘するケースも見られるので、過去に投資トラブルにあった人は特に注意する。（被害回復型）

○ 「貴方が選ばれた」「残りわずか」などと勧誘されても、うまい儲け話はまずないのできっぱり断ること。不審に感じたら、士別市消費生活センターや警察に相談する。

消費生活相談専用ダイヤル　(0165)２３－３８２０
事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用
直通電話 ●午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土・日・祝日・年末年始を除く）

地域防犯情報　H23.9.9

（悪ねっと情報　第121号）

振り込め詐欺発生

名寄署管内において、約２９６万円被害の振り込め詐欺が発生しました。

手口としては８月31日（午後11：00）に息子を装って電話が掛かってきて、「溶連菌にかかって声が変わった」「携帯が壊れた」「会社から借りている携帯電話の番号が変わった」「株の支払い期限なので、お金を振り込んでほしい」と言って、お金を振り込ませています。

さらに被害はこれだけで終わらず、その後９月２日（午後１：21）に再度電話を掛け、「息子さんは他にも借金をしている」等と言って、お金を更に振り込ませています。

振り込め詐欺については、みなさんもテレビ等でよく目にしており、「そんなものには引っかからないだろう」と思っていませんか？

犯人も皆さんがそう思っているのを知っており、巧妙な手口によってお金を振り込ませています。

不審な電話があれば、すぐにお金を振り込むことなく、家族などに相談するなどして、すぐにお金を振り込むことはないようにして下さい。

『地域の目と声をください運動』

地域のみんなで、外出等のついでに目配りや声かけをし、子どもたちを犯罪から守ろうという運動です。

１１０番の家と店、自治会、わんわんパトロール等と連携して、この運動を推進しています。

士別市防犯協会事務局
電　話：23-3121（内線2237）
ＦＡＸ：23-4790

見守り新鮮情報 第123号

海外から「**宝くじの当選金**を受け取る**権利**がある」というような主旨の手紙が届いたので、当選金をもらうために必要だという**5000円**分の**定額小為替**を返信用封筒に入れて送った。すると、**いろいろな国から**同様の手紙が**大量**に届くようになった。どれも1週間以内に返送しないと**権利を失う**などと書いてあるので期日内に送金してきたが、**まがい物**のネックレスや腕時計は届くものの当選金は**一度も振り込まれたことがない**。今まで総額**500万円**以上は送金したと思う。最近は**生活費**が足りなくなり、別居の息子に相談したら、**だまされている**と言われた。（80歳代　男性）

海外から届く「当選金獲得！」には手を出さない！

ひとこと助言

- 「1億円を受け取る権利が発生！という封書が来た」「身に覚えのない当選通知が届いた」など、いわゆる「海外宝くじ」に関する相談が、再び増加傾向にあります。
- このような手紙は、主にオーストラリアやドイツ、香港、カナダなどからエアメール等で送られてきますが、最近は中国も目立ちます。
- 事例のように「いつか必ず当たる」と強く信じ込み、当選金を受け取るための手数料などを送り続け、被害に気づいた時には多額の費用をつぎ込んでしまっているケースが見られます。
- 海外の宝くじは日本国内で買うだけでも違法です。絶対に手を出さないようにしましょう。
- 心配なときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。

発行：独立行政法人国民生活センター　本文イラスト：黒崎 玄　2011年11月8日

「訪問販売お断り！」ステッカーで、(悪質な)訪問販売の勧誘を拒絶しよう！

士別市・士別消費者協会では、悪質な訪問販売による被害を未然に防ぐために、市民への情報提供に取り組んでいます。

悪質な訪問販売に対して、訪問を拒絶する意思表示をするものとして、今回「訪問販売お断りステッカー」を全戸配布しました。

このスッテカーを貼ることで、（悪質な）訪問販売を拒絶していることになりますが、もし（悪質な）訪問販売があったら、口頭でハッキリと「いりません」と断って下さい。

それでもしつこく勧誘してくる場合は、北海道消費生活条例の「不当な取引行為」に該当しますので、士別市消費生活センターまでご連絡下さい。

「悪ねっと」情報：消費者被害防止ネットワーク

警察官や金融機関職員を騙る「振り込み詐欺」に気をつけて!!

道内の高齢者宅に「警察官や金融機関の職員を騙る電話がある」との被害が多数おきています。中には 130 万円以上を騙し取られたという被害もあります。

その手口は、電話で「〇〇警察署生活安全課の〇〇です」「金融庁のものです」などと身分を騙り「あなたの口座から現金が引き落とされています」「あなたの個人情報が流出しています」といって被害者を驚かせます。

さらに「現金を取り返す手続きをしてあげる」とキャッシュカードの暗証番号を聞き出し、その後金融機関を装って再度自宅を訪れ、キャッシュカードを預かり犯人が現金を引き出しています。

このような電話があったら「振り込め詐欺」を疑いすぐ警察や当センターへ連絡を！

訪問販売撃退 3 原則

1．むやみにドアを開けない
2．「いりません」とキッパリ断る
3・「帰って下さい」と言う

訪問販売お断り！

●一度契約を断った消費者への勧誘は、法律で禁止されています

士別市消費者被害防止ネットワーク
士別消費者協会・士別警察署

悪質な訪問販売に注意！

困ったときは！

士別市消費生活センター
（士別市役所環境生活課）
電話(0165)23-3820

点線部分を切り取ってご使用下さい。
●点線上部分は、玄関などの外から見えやすい場所に貼って（悪質な）訪問販売を断るものとして利用して下さい。
●下部分は電話付近に貼って、被害にあった時や悪質販売業者等の情報を電話でお寄せ下さい

■消費者教育事業 （一般・高齢者）平成22年度

【資料 2】

	事業の名称	事業の目的	事業の概要		実績	
			テーマ・内容	対象者	日時・場所等	参加人数
1	くらしの講座（道民カレッジ連携講座）	住民が多種・多様化する商品知識を身につけ安全な消費生活を営むことができる	講演：インターネット・電話関連トラブルの対処法 講師：猪野　亨　氏（弁護士・札幌弁護士会）	市民	11月16日18:00～19:30 市民文化センター	52名
2	だまされない消費者塾（4回連続講座）	住民が多くの知識を身につけ消費者の自立を促し安全な消費生活を営むことができる	第1回講演：トラブルになれない保険契約のポイント 講師：須藤臣氏（ファイナンシャルプランナー） 第2回講演：金融商品をめぐる消費者トラブル 講師：村千鶴子氏（弁護士・東京経済大学教授） 第3回講演：楽しく知って、おいしい野菜生活 講師：萬谷利久子（野菜ソムリエ） 第4回講演：知らないと恐ろしい消費者被害の実態～騙されてだましてしまう？詐欺の手口～ 講師：野島　梨恵　氏（弁護士）	市民	2月28日・3月1日・3日・11日 市民文化センター	370名
3	消費者被害防止出前講座	要望に応じ寸劇等により10人以上の団体を対象に悪質商法訪問講座を実施し被害を未然に防ぐ	最近の悪質商法の手口を寸劇で周知、相談事例やその対処法、それに必要な法律知識を学習する 第1回：6月3日武徳東雲老人クラブ34名 第2回：6月24日5町内自治会・老人クラブ41名 第3回：9月8日つくも大学127名 第4回：10月14日東山自治会婦人部38名 第5回：10月22日上士別構造改善センター163名 第7回：上川館内母子寡婦福祉連絡協議会102名 第8回：2月9日上川館内消費者協会連合会62名	高齢者・若者・高校生・その見守る人等	8回	567名
4	PTA・教職員を対象とした消費者教育講演会	情報化社会の中で携帯電話やパソコンなどインターネットの利用が普及し、その複雑な仕組みやサービスにより悪質な業者から請求を受けるなどの被害が増加している。特に若年層や子供達がインターネットを利用しトラブルに巻き込まれる被害が後を絶たない。その被害を未然に防ぐためには、保護者や消費者教育の担い手である住民や教育に携わる人たちが、これらの知識を習得することで、情報化社会が子供達にもたらした新しい消費文化を理解し、そこで発生する問題を早期に発見するためにも重要である。	■消費者教育講演会 ネット関連トラブルから子供を守る～ネット・ケータイの上手なつきあい方～ ①ケータイ端末に関して ②ケータイやネットで利用できるトラブル ③ネットで繋ぐと個人情報はどこまで分かるか ④（掲示板と誹謗中傷） ⑤トラブル事例（オンラインゲームの高額請求・出会い系サイト・有害情報とフィルタリング・迷惑メールチェーンメールなど）・ネットと上手に付き合うためには）・子供達のために	教員・PTA・安全安心な街づくり推進協議会・消費生活相談員、人権擁護委員、行政相談委員、地域包括支援、家庭相談員、他機関の相談員他	市民文化センター2階会議室1	60名

■消費者教育事業（学校等）平成22年～23年度

【資料 3】

	事業名	事業の目的	事業の概要		実績	
			テーマ・内容	対象者	日時・場所等	参加人数
1	中学生の消費者教育（安全）	安全性の確認は、商品やサービスの選択や購入の際に必要な基本原則です。さまざまな商品・サービスを自ら購入したり操作したりする機会が増える少年期（中学生・高校生）には、各種マークや品質表示等を確認した上で、その表示等の意味をもとに商品を比較・検討できることが求められる。「食」の安全性についても事前確認と同時に、事故や危害の発生時には、適切に対処できること、身近な人への相談に加え相談機関の利用などを通じて事後的な対応能力を高めることを目的に実施する。 【目標】 ①商品（食品を含む）の安全性等に関する情報を確認し、生命・健康への影響に配慮して、商品を選択・利用できる ②商品による事故・危害に適切に対応できる ③安全に暮らせる社会を目指し、消費者の安全を確保するために、協力して取り組むことができる	■食の安全「簡易実験」～着色料抽出実験 ①お菓子の添加物実験（表示の見方・添加物の種類） ②着色料の実験 講師：北海道消費生活センター啓発部主事　道高真理氏 【授業内容】 加工された食品には、味を良くしたり見栄えを良くしたり日持ちを良くするなどの目的で色々な物が使われている。これを食品添加物という。これら食品添加物の1つに着色料がある。目に見える着色料の特性のテストをし、その目的や必要性について考える。また、加工・包装された食品には原則として、原材料やその他の添加された物を表示しているので、その見方を覚えるとともに、どんな表示があるかを確かめる。	市立士別南中学校　1年生クラス学習	12月16日 4時間目11:35・5時間目13:15・6時間目 市立士別南中学校	1年生84名
2			■くらしの事故 講師：北海道消費生活センター商品テスト部長　梅田裕幸氏・組織活動部長　塩越康晴氏・啓発部主事　道高真理氏 ①電気の簡単な基礎知識 ②コードやコンセントの事故例紹介 ③コードの役割、コードのしくみ、束ねたときの熱の持ち方実験 ④事故に遭わないために（取扱説明書・誤使用・リコール情報・長期使用電気製品の点検） ⑤電気製品を選ぶポイント（第三者認証マーク・製品情報の入手） ⑥事故にあったとき（事故品の取り扱い・事故状況）	市立士別南中学校　2年生クラス学習	1月25日 4時間目11:35・5時間目13:15・6時間目14:35 市立士別南中学校	2年生109名
3	中学生の消費者教育（契約・取引）	近年中高生を取り巻く消費環境は大きく変化・多様化しかつ高度化する傾向にある。自らの裁量で消費できる範囲が広がる中で、消費者の判断力が未発達なまま日常的に購買意欲が刺激され、さまざまなトラブルが発生しているのが現状である。したがってより新たな社会的な環境に適応しうる常識を中高生自身に持たせる工夫や努力が必要となっている。そこで個別の事例に対応できる応用力や気づく力の養成を目的に開催する。 【目標】 ①自己の必要性を満たすために、適切で合理的な判断をすることができる。 ②家計を適切に管理し、合理的な生活設計やお金の使い方ができる。 ③契約の意味・内容や契約上の権利と義務を理解し契約を誠実に履行できる ④トラブルにあったときに適切に対処ができる社会を目指し、協力して必要な取り組みができる。	■契約をめぐって ①契約のしくみ②契約は法的な責任が生じる約束事③契約書とは④未成年の契約 講師：司法書士　木村幸一氏（木村司法書士事務所） 【効果】 ・中学生になると購入の範囲も広がることから、契約の意味と契約の基本的なルールや仕組み（契約当事者としての権利と義務等）を理解し、適切な消費行動ができるよう学習する。 ・社会に出ればクレジットカード等、借入可能な金融手段を手にする可能性が高いため、多重債務等の金融トラブルを予防する意味でも、契約についての理解は重要である。	市立士別南中学校　3年生	12月14日11:35 市立士別南中学校体育館	3年生80名
4			■悪質商法への対処法 ・消費者トラブル事例から学ぶ契約の知識 ・被害に遭わないために・被害に遭ったら・クーリング・オフクイズ・消費者契約法クイズ 講師：木村幸一司法書士・野村裕子、佐々木晃彩子士別市消費生活相談員 【効果】 ・相談事例をもとに契約・取引のトラブルにあったとき、消費者のための法律（特定商取引法や消費者契約法）・制度を活用し解決できる。 ・事前にトラブルを回避できるよう習慣づけハッキリ意思表示することができ、トラブルにあったときに適切な対処ができる。	市立士別南中学校　3年生各クラス学習	12月14日13:15 市立士別南中学校	3年生80名
5				市立士別中学校　2年生クラス事業	2月1日6時間目 14:20 市立士別中学校	2年生76名

	事業名	事業の目的	事業の概要		実績	
			テーマ・内容	対象者	日時・場所等	参加人数
6	中学生の消費者教育（情報）	携帯電話やインターネットでの情報収集がより容易になる一方、インターネット上の情報の持つ信頼性や、個人情報の漏出、知的財産権の侵害、さらには有害情報の氾濫などが問題となっている。交友関係の時間が増えるとともに、社会に対する少年期には、情報の発信や受信にあたって、インターネットの適切な利用法を学ぶ必要がある。とくに個人情報の保護・管理や利益に対する適切な配慮は重要である。情報通信を消費生活の向上に役立てることができ、個人情報を適切に管理し、自他の権利や利益に配慮して情報通信を適切に活用できることを消費者教育の目標とする。 【目標】 ①情報通信を消費生活の向上に役立てることができる ②個人情報を適切に管理し、自他の権利や利益に配慮して情報通信を適切に活用できる	■IT被害に遭わないために 講師：一般社団法人ECネットワーク　原田由里氏 ①ケータイの機能 ②ケータイ料金 ③ゲームはみんな無料？ ④ネットでの代金支払い方法 ⑤ネットトラブル事例 ⑥ネットやケータイでの契約 ⑦DVD「ネットでブルブル」	市立士別南中学校　全校生徒	12月20日 6時間目14:35 市立士別南中学校	273名
7			■ネット被害に遭わないために 講師：弁護士　田頭理氏（名寄ひまわり基金法律事務所） ①インターネット・携帯電話の特徴。ネット携帯電話の世帯普及率は今や100%。中学生にとっても手軽な情報ルーツ。しかし詐欺や錯誤による被害が少なくない。手口も巧妙化し人の興味を引くものには隣り合わせ。 ②具体的事例（有害サイトからの請求・高額サイト料金請求） ③ネットオークション詐欺・フィッシング詐欺 ④未成年者であれば必ず取り消せる？ ⑤トラブルに巻き込まれたときの対策	市立士別南中学校　3年生クラス学習	12月22日 4時間目11:35・5時間目13:15・6時間目14:35 市立士別南中学校	3年生80名
8	小学生消費者教育（環境）	環境に配慮した商品の購入と利用、持続可能な社会形成をする態度形成である。消費生活においては、グリーンコンシューマーの概念が提起され、環境にやさしい商品であるか否かを積極的に情報収集し、多少価格が高くてもそうした商品を進んで購入する。環境保護意識の高い消費者を目指している。あくまでも合理的な選択の中で、その行動が「環境保全にとってよりよいという認識下に、子供達自身に選択させる学習を目的に開催する。	■カレーライス作り買い物ゲーム～暮らしとごみ～ 小学生・保護者・教師をグループ分けし、ロールプレイングでカレーライスの材料を購入する。環境に配慮した買い物を目指す。 ・グリーンコンシューマー・士別市のゴミの流れ（家庭ごみ）・資源の再利用・3Rってなあに？ 環境について考えたマーク 【効果】 ・商品の購入段階において、商品の環境に関する情報を認識し、環境への影響に配慮した商品を選択できる ・商品の使用・廃棄段階において・物を大切にするとともに、消費生活が環境に及ぼす影響を確認し、適切な対処ができる ・持続可能な社会を目指し、消費生活に関わる環境保全の取り組みに協力できる	市立多寄小学校全校	平成23年6月15日 18:30～20:00　市立多寄小学校全校	1年生～6年生・保護者・教師50名
9	PTA・教職員を対象とした消費者教育講演会	情報化社会の中で携帯電話やパソコンなどインターネットの利用が普及し、その複雑な仕組みやサービスにより悪質な業者から請求を受けるなどの被害が増加している。特に若年層や子供達がインターネットを利用しトラブルに巻き込まれる被害が後を絶たない。その被害を未然に防ぐためには、保護者や消費者教育の担い手である住民や教育に携わる人たちが、これらの知識を習得することで、情報化社会が子供達にもたらした新しい消費文化を理解し、そこで発生する問題を早期に発見するためにも重要である。	■消費者教育講演会 ネット関連トラブルから子供を守る～ネット・ケータイの上手なつきあい方～ 講師：一般社団法人ECネットワーク　原田由里氏 ①ケータイ端末に関して ②ケータイやネットで利用できるトラブル ③ネットで繋ぐと個人情報はどこまで分かるか ④（掲示板と誹謗中傷） ⑤トラブル事例（オンラインゲームの高額請求・出会い系サイト・有害情報とフィルタリング・迷惑メールチェーンメールなど）・ネットと上手に付き合うためには）・子供達のために	教員・PTA・安全安心な街づくり推進協議会・消費生活相談員、人権擁護委員、行政相談委員、地域包括支援、家庭相談員、他機関の相談員他	市民文化センター2階会議室1	60名
10	教育担当者を対象とした消費者教育模擬事業		■悪質商法への対処法 ・消費者トラブル事例から学ぶ契約の知識 ・被害に遭わないために・被害に遭ったら・クーリング・オフクイズ・消費者契約法クイズ 講師：木村幸一司法書士・野村裕子、佐々木晃彩子士別市消費生活相談員	各学校校長・教頭・教員・教育委員会職員他	市民文化センター2階会議室1 5月20日18:30～20:00	40名
11			■カレーライス買い物ゲーム～暮らしとごみ～ 小学生・保護者・教師をグループ分けし、ロールプレイングでカレーライスの材料を購入する。環境に配慮した買い物を目指す。 ・グリーンコンシューマー・士別市のゴミの流れ（家庭ごみ）・資源の再利用・3Rってなあに？ 環境について考えたマーク			

【資料 4】

■消費生活相談事業等における広域化（H23年度～）

	事業の名称	事業の目的	事業の概要		実績
			内　容	対象	
1	消費生活相談事業	単独での消費生活相談整備が困難な近隣町村に対して、広域による相談体制を確立する。	専門性又は広域的な配慮を必要とする相談体制を確立するため、相談員を増員し各地域の苦情・あっせん相談にあたる。	剣淵町・和寒町	
2	消費者教育・啓発事業	単独での消費者教育や啓発事業が困難な近隣町村に対して、広域による体制を確立する。	若年層や高齢者等を対象とした消費者教育・啓発事業を支援し広域的に消費者被害未然防止を図る。 ①士別市消費者被害防止ネットワーク事業 ②学校での消費者教育事業 ③高齢者対象の消費者被害防止出前講座　　等		

■消費生活相談研修・他機関との連携事業

	事業の名称	事業の目的	事業の概要		実績	
			テーマ・内容	対象者	日時・場所等	参加人数
1	消費者相談事例研修会（4回）	弁護士・司法書士を講師に消費者相談事例研修会を実施し専門化との連携を強化し相談体制を確立する	消費者契約、多重債務、金融商品に関する相談事例研修 第1回：講師小林史人氏（しらかば法律事務所弁護士）事例研修：多重債務相談2件 第2回：講師青木裕幸氏・岸本小百合氏（青木法律事務所司法書士）　第3回：阿部一喜氏（阿部司法書士事務所）　第4回：講師金昌宏氏（旭川5条法律事務所弁護士）事例研修：2件家賃滞納請求・業者の不当な販売方法	消費生活相談員・消費行政担当者等	7月18日～1月13日、研修会5回、市民文化センター	50名
2	消費者問題研修会(4回)	相談員を対象に高度化している消費生活相談に対応するため専門化を講師とした研修会	第1回：消費者契約に関する相談事例 第2回：多重債務における相談実務 第3回：金融商品に関する相談実務 第4回：消費者団体訴訟制度	消費生活相談員、人権擁護委員、行政相談委員、地域包括支援、家庭相談員、行政職員・他機関の相談員	12月9日・1月20日・2月10日・3月10日市民文化センター	150名
3	消費者トラブル無料法律相談会	弁護士・司法書士による法律相談会を実施し専門化との連携を強化し相談体制を確立する	消費者トラブル法律相談会	市民	12月9日～2月10日、法律相談会4回、市民文化センター、第1回目	30名

買い物弱者のための移動販売

コープさっぽろの社会貢献事業

2011.11. 29

生活協同組合 コープさっぽろ

移動販売車 事業部　前野　清光

2009copyright©coop-sapporoallrightreserved.

フードデザート対策としての 『おまかせ便』

■夕張市の概要（07年3月財政再建団体に指定）

○人口12万から1.1万人に減少　19年前から移動販売車を展開

『コープの移動販売　おまかせ便』2010年10月1日　運行開始

○夕張清陵店配置車　月額３００万円／台　売り上げで黒字

生鮮構成比が高く、店舗を超える利益率を確保。

夕張でできることは、北海道でできること

2009copyright©coop-sapporoallrightreserved.

過疎地の暮らしを支援

「 御用聞き 」が基本の移動販売

1. 旧車両は「札幌市民生協」のロゴマーク
2. 前身の「夕張市民生協」より19年の歴史
3. 「コープさっぽろ」に引継ぎ14年が経過
4. 確実な運行で夕張市民の食生活を支援

黒字事業化で新型車へ

2009copyright©coop-sapporoallrightreserved.

新型車両でビジネスモデル

冬季間の機能性を最も重視

①移動販売車を『選択』
- ◎個別訪問を基本に「御用聞き」を重点
- ◎生鮮食品を中心に約1000品目の品揃え
- ◎体の不自由な方へは玄関前に停車
- ◎小回りが利いて移動性を重視
- ◎冬道は除雪も遅く道幅も狭い。

②移動店舗(ミニコンビニをイメージ)
- ◎集会所、等の一定スペース必要
- ◎一定の人数以上で停車。

2009copyright©coop-sapporoallrightreserved.

フードデザートの現状

500mメッシュ内に「飲食料品小売店」の無いエリア

2009copyright©coop-sapporoallrightreserved.

潜在的な移動販売車のカバーエリア

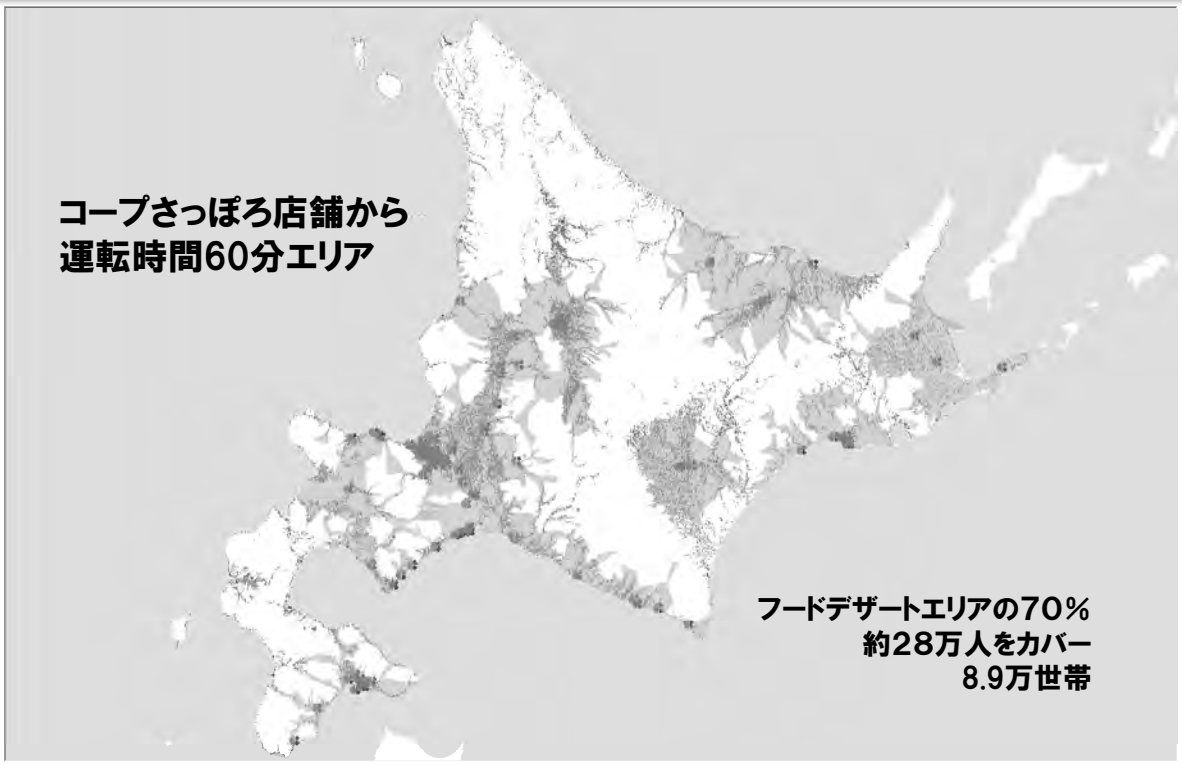

2009copyright©coop-sapporoallrightreserved.